

共和町既設私道の町道認定基準

(目的)

第1条 この基準は、施行日において現に公に供する生活道路（全ての路線が農業用耕作道となっているものを除く。）として利用されており、また、複数の住宅に隣接している既存の私有道路（以下「私道」という。）を町道に認定する場合、法令に別段の定めがあるものを除くほか、必要な条件等を定めることを目的とする。

(認定条件)

第2条 町道の認定を得ようとする私道は、原則として次に掲げる条件を満たしていなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 道路の両端部は、国道、道道及び町道に接続されていること。
- (2) 道路用地の幅は、6.5 m以上であること（ただし、6.5 mに満たない場合であっても、申請時において同様の状態となるものを含む）。
- (3) 道路用地は、車両の通行や維持管理に支障のない形状であること。
- (4) 道路用地内には、支障物件がないこと。
- (5) 道路用地（道路の構造上、必要な工作物及び物件を含む。）を町に寄附することができること。

(申請)

第3条 私道の認定申請については、土地所有者、沿線住宅所有者及び住民等の関係者（以下、申請者等という。）の総意によるものとし、町道認定申請書を提出し町の審査を受けるものとする。

(審査)

第4条 審査にあたっては、現地確認のための立会等、町の求めに応じ協力するものとし、原則として次に掲げるものについては、申請者等は無償で町に引き継ぐものとする。

- (1) 道路用地は、申請者等が測量及び分筆登記を行い、かつ境界杭を埋設したもの。
- (2) 道路構造上、必要な工作物及び物件。

(認定)

第5条 審査の結果、上記条件等を満たし申請者等から次の書類の提出があった場合は、町長が議会に提案し議決を経て認定する。

- (1) 道路及び道路用地等の寄附申込書
- (2) 道路用地の登記承諾書及び印鑑証明書
- (3) 道路の位置、附帯施設及び道路用地を確認できる図面

(引継)

第6条 道路の引継は、町道認定後寄附受理決定書の提出をもってこれを完了とする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。